

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

舞鶴市長

## 公表日

令和7年3月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子保健情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥低体重児の届出 ⑦未熟児の訪問指導
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健者ファイル、申請データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19号第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 【情報提供の根拠】 第80条、第95条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康・こども部こども家庭しあわせ課
②所属長の役職名	こども家庭しあわせ課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所: 京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康・こども部こども家庭しあわせ課 住所: 京都府舞鶴市余部下1167番地 電話番号: 0773-68-9155

9. 規則第9条第2項の適用		[ ]適用した
適用した理由		

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[                    基礎項目評価書                    ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                    十分である                    ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                    十分である                    ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                    十分である                    ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                                       ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                                       ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[                    ]接続しない(入手)    [                    ]接続しない(提供)</span>		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                    十分である                    ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                    十分である                    ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある一覧表等(USBメモリを含む。)の保管 ・本人情報が記載された申請書の廃棄 等
9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	舞鶴市側のシステムにおいては、情報照会ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者の研修において離籍時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年09月20日	5. 評価実施期間における 担当部署 ①部署	健康・子ども部健康づくり・地域医療課	健康・子ども部健康づくり課	事後	
平成28年09月20日	5. 評価実施機関における 担当部署 ①所属長	健康づくり・地域医療課長 山崎 浩美	健康づくり課長 山崎 浩美	事後	
平成28年09月20日	8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問い合わせ 連絡先	健康・子ども部健康づくり・地域医療課 住所：京都府舞鶴市余部下1167番地 電話番号：0773-65-0065	健康・子ども部健康づくり課 住所：京都府舞鶴市余部下1167番地 電話番号：0773-65-0065	事後	
平成28年09月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年09月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年11月24日	1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内宛名統合番号連 携システム、中間サーバ	健康管理システム、団体内宛名統合番号連 携システム、中間サーバ、京都府・市町村 共同電子申請システム	事後	
平成29年11月24日	2. 特定個人情報ファイル 名	母子保健者ファイル	母子保健者ファイル、申請データファイル	事後	
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年11月24日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成31年03月29日	5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 山崎 浩美	健康づくり課長	事後	
平成31年03月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年03月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年03月29日	IV リスク対策	-	(項目を追加)	事後	
令和4年01月01日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 56の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第 二の主務省令で定める事務及び情報を定め る命令（平成26年内閣府・総務省令第7 号） 【情報提供の根拠】 第30条	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 56の2の項、69の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第 二の主務省令で定める事務及び情報を定め る命令（平成26年内閣府・総務省令第7 号） 【情報提供の根拠】 第30条、第38条の3	事後	
令和4年01月01日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年8月1日時点		
令和4年01月01日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和5年12月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和7年03月14日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 56の2の項、69の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第 二の主務省令で定める事務及び情報を定め る命令（平成26年内閣府・総務省令第7 号） 【情報提供の根拠】 第30条、第38条の3	1. 番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律第19号 第8号に基づく利用特定個人情報の提供に 関する命令（令和6年デジタル庁・総務省 令第9号） 【情報提供の根拠】 第80条、第95条	事後	
令和7年03月14日	5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	健康・子ども部健康づくり課	健康・こども部こども家庭しあわせ課	事後	
令和7年03月14日	5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長	こども家庭しあわせ課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康・子ども部健康づくり課 住所：京都府舞鶴市余部下1167番地 電話番号：0773-65-0065	健康・子ども部子ども家庭しあわせ課 住所：舞鶴市字余部下1167番地 電話番号：0773-68-9155	事後	
令和7年03月14日	1. 対象人数いつ時点の計数か	2023年11月1日時点	2025年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	2. 取扱者数いつ時点の計数か	2023年11月1日時点	2025年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	8. 人手を介在させる作業	—	(項目を追加)	事後	
令和7年03月14日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	(項目を追加)	事後	
令和7年03月14日	3. 個人番号の利用法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第40条	事後	
令和7年03月14日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内宛名統合番号連携システム、中間サーバ、京都府・市町村共同電子申請システム	健康管理システム、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、中間サーバー	事前	